

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 自主点検表（ユニット型）

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和　　年　　月　　日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

【自主点検の実施時期】 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

【自主点検を行う者】 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

【点検方法】 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	…	A
一部できている	…	B
できていない	…	C
該当なし	…	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるのもについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

【点検後の対応等】 点検を行った結果、評価欄が「B」または「C」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。

なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

【点検結果の共有】 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業者と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

【点検結果の保管】 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

介護保険事業者は、介護保険法及び同法に定める基準等に従い、運営を行わなければなりません。「(介護予防)短期入所生活介護」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、前橋市条例、通知等は以下のとおりです。

〔法〕 … 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

〔規〕 … 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

〔省〕 … 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚生省令第37号)

〔省〕 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

〔通〕 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日老企第25号)

・ [通]第3-八-:「第3 介護サービス」-「八 短期入所生活介護」

・ [通]第4-三-6:「第4 介護予防サービス」-「三-6 介護予防短期入所生活介護」

〔留〕 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月8日老企第40号)

〔留〕 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)

〔条〕 … 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年12月14日条例第41号)

〔条〕 … 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(平成24年12月14日条例第46号)

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「居宅サービス」を「介護予防サービス」に読み替えて点検してください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※ 虐待の防止に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、R6.3.31までの間は、努力義務。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ※ 「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	()	〔条〕第3条 〔条〕第3条 〔通〕第3--- 3(1)
2 ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針 ※介護予防について3(1)により点検してください	(1) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っているか。	()	〔条〕第170条
3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本方針	(1) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	()	〔条〕第153条

第2 人員基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項目	評価事項	評価	摘要								
1 従業者の員数	(1) 医師 ① 1以上	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条								
	(2) 生活相談員 ① 常勤換算方法で、下表のように利用者の数（※1）が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条 〔通〕第3-第2-2(5) 〔留〕通則(2) ④								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th><th>必要となる生活相談員 (常勤換算方法)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100人</td><td>1以上</td></tr> <tr> <td>100人超～200人以下</td><td>2以上</td></tr> <tr> <td>200人超～300人以下</td><td>3以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 「利用者の数」とは、前年度（4/1～3/31）の利用者（要支援の利用者を含む）の延べ数（入所日は含め、退所日は含めない）を前年度の日数で割った数（小数点第2位以下を切り上げ）。</p>	利用者の数	必要となる生活相談員 (常勤換算方法)	～100人	1以上	100人超～200人以下	2以上	200人超～300人以下	3以上		
利用者の数	必要となる生活相談員 (常勤換算方法)										
～100人	1以上										
100人超～200人以下	2以上										
200人超～300人以下	3以上										
	② 生活相談員は、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、又は実務経験（※2）を有する者のいずれかになっているか。	()	〔同定め〕生活相談員の資格要件の取扱いについて (介護高齢課・H27.8.24起案)								
	※2 社会福祉施設等における介護若しくは相談業務又は居宅介護支援事業所における介護支援専門員業務に2年以上従事し、実従事日数が360日以上。	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条								
	③ 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか（ただし、利用定員が20人未満の併設事業所（※3）は、常勤で配置しないことができる）。	()									
	※3 併設事業所とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設され、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものと指す。	()									
	④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数としているか。	()	〔通〕第3-八-1(1)③								

項目	評価事項	評価	摘要						
1 従業者の員数 (続き)	<p>(3) 介護職員又は看護職員（看護師若しくは准看護師）</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数（※4）が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>※4 利用者の数については(2)①※1参照</p> <p>② 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤であるか（ただし、利用定員が20人未満の併設事業所は、常勤で配置しないことができる）。</p> <p>③ 看護職員を配置しなかった場合は利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等）との密接な連携により確保しているか。</p>	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条						
	<p>(4) 栄養士</p> <p>① 1以上</p> <p>ただし、以下のいずれの要件も満たす場合は、栄養士を置かないこともできる。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>利用定員が40人以下である。</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>②</td><td>隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	①	利用定員が40人以下である。	<input type="checkbox"/>	②	隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条 〔通〕第3-八-1(5)
①	利用定員が40人以下である。	<input type="checkbox"/>							
②	隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。	<input type="checkbox"/>							
	<p>(5) 機能訓練指導員</p> <p>① 1以上</p> <p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※5）としているか。</p> <p>※5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条 〔通〕第3-八-1(4)						
	<p>(6) 調理員その他の従業者</p> <p>① 実情に応じた適当事数を配置しているか。</p>	()	〔条〕第148条 〔条〕第130条						
	<p>(7) その他</p> <p>① 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は〔法〕に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、1(1)～(6)に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。</p>	()	〔条〕第148条 〔通〕第3-八-1(1)②ハ						

項目	評価事項	評価	摘要						
2 管理者	<p>(1) 常勤・専従の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、以下の場合であって、管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することは可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">a</td> <td>当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	a	当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合	<input type="checkbox"/>	b	同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第149条 〔通〕第3-八-1(6)
a	当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合	<input type="checkbox"/>							
b	同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	<input type="checkbox"/>							

第3 設備基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 設備及び備品等	(1) 建物は、建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物であるか。（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。） (2) 建物が、2階建て又は平屋建ての建築基準法第2条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、次の①②のいずれかの要件を満たしているか。 ① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていない場合 ② 居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次のa～cの要件を全て満たす場合 a 消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的な計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 b 避難、救出その他必要な訓練については、昼間及び夜間において行うこと。 c 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるように、地域住民等との連携体制を整備すること。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条
参考	参考 上記(1)(2)に関わらず、建物が、木造かつ平屋建ての建物である場合は、次の①～③いずれかの要件を満たすとともに、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められている場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。	()	
	① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

項目	評価事項	評価	摘要																					
1 設備及び備品等 (続き)	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条																					
	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>ユニット</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>②</td><td>浴室</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>③</td><td>医務室</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>④</td><td>調理室</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑤</td><td>洗濯室又は洗濯場</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑥</td><td>汚物処理室</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑦</td><td>介護材料室</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	①	ユニット	<input type="checkbox"/>	②	浴室	<input type="checkbox"/>	③	医務室	<input type="checkbox"/>	④	調理室	<input type="checkbox"/>	⑤	洗濯室又は洗濯場	<input type="checkbox"/>	⑥	汚物処理室	<input type="checkbox"/>	⑦	介護材料室	<input type="checkbox"/>		
①	ユニット	<input type="checkbox"/>																						
②	浴室	<input type="checkbox"/>																						
③	医務室	<input type="checkbox"/>																						
④	調理室	<input type="checkbox"/>																						
⑤	洗濯室又は洗濯場	<input type="checkbox"/>																						
⑥	汚物処理室	<input type="checkbox"/>																						
⑦	介護材料室	<input type="checkbox"/>																						
	<p>参考 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより以下①及び②を満たしている場合は、(1)の設備及び備品等を備えないことができる (ユニットを除く)。</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>②</td><td>当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>※ 特養等に併設され、本体施設と一体的に運営されるユニット型指定短期入所事業所が、上記①及び②の条件（社会福祉施設等を本体施設と読み替える。）を満たす場合は、本体施設の設備（ユニットを除く）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。</p> <p>※ 特養の空床利用の場合にあっては、ユニット型特養として必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p>	①	当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること	<input type="checkbox"/>	②	当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと	<input type="checkbox"/>	()																
①	当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること	<input type="checkbox"/>																						
②	当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと	<input type="checkbox"/>																						
	<p>(4) 居室</p> <p>① 居室の定員は、1人となっているか。 (ただし、夫婦で居室を利用する場合など、指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。)</p> <p>② 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。</p> <p>③ ユニットの利用定員は、おおむね10人以下としているか。</p> <p>※ ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットでも差し支えない。</p>	()																						

項目	評価事項	評価	摘要	
1 設備及び備品等（続き）	④ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上か。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条	
	⑤ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	()		
	(5) 共同生活室			
	① 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状であるか。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条	
	② 次のa～cのいずれの要件も満たしているか。	()	〔通〕第3-八-4(3)⑦イ	
	a 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。	<input type="checkbox"/>	〔通〕第3-八-4(3)イ⑦a	
	b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えていること。	<input type="checkbox"/>	〔通〕第3-八-4(3)イ⑦b	
	c 当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。	<input type="checkbox"/>	〔通〕第3-八-4(3)イ⑦b	
	③ 共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条	
	④ テーブル、椅子等必要な設備及び備品を備えているか。	()	〔通〕第3-八-4(3)ロ	
(6) 洗面設備				
① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当事数設けているか。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条		
② 要介護者又は要支援者が使用するのに適したものか。	()			

項目	評価事項	評価	摘要
1 設備及び備品等（続き）	(7) 便所 ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	()	〔条〕第171条 〔条〕第154条
	② 要介護者又は要支援者が使用するのに適したものか。	()	
	(8) 浴室 要介護者又は要支援者が入浴するのに適したものか。	()	
	(9) その他の構造設備の基準 ① 廊下の幅は1.8メートル以上か。	()	
	② 中廊下の幅は2.7メートル以上か。 ※ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。	()	
	③ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	()	
	④ 階段の傾斜を緩やかにしているか。	()	
	⑤ 消火設備その他の非常災害に際して消防法その他の法令等に規定された必要な設備を設けているか。	()	
	⑥ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。）	()	

第4 運営基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に、「要介護認定」を「要支援認定」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に、「居宅サービス計画」を「介護予防サービス計画」に、「居宅介護サービス費」を「介護予防サービス費」に読み替えて点検してください。

項目	評価事項	評価	摘要																		
1 内容・手続きの説明と同意	(1) 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（以下①～⑥）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	()	〔条〕第181条で準用する第152条 〔条〕第160条で準用する第134条 〔通〕第3-八-3(1)																		
	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>運営規程の概要</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>②</td><td>従業者の勤務体制</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>③</td><td>事故発生時の対応</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>④</td><td>苦情処理の体制</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑤</td><td>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>⑥</td><td>その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>	②	従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>	③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	<input type="checkbox"/>	⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	<input type="checkbox"/>		
①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>																			
②	従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>																			
③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>																			
④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>																			
⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	<input type="checkbox"/>																			
⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	<input type="checkbox"/>																			
	(2) 上記(1)の文書はわかりやすいものとなっているか。	()																			
	(3) 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。	()	〔条〕第152条第2項で準用する第9条 〔条〕第134条第2項で準用する第54条																		
	<p>① 指定短期入所生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定短期入所生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項1に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>																				

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容・手続きの説明と同意(続き)	<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項1に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>④ 指定短期入所生活介護事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ①に規定する方法のうち指定短期入所生活介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ④の規定による承諾を得た指定短期入所生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		〔条〕第152条第2項で準用する第9条 〔条〕第134条第2項で準用する第54条
2 指定短期入所生活介護の提供の開始及び終了	(1) 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第153条 〔条〕第160条で準用する第135条
	(2) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	()	

項目	評価事項	評価	摘要
3 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由とは①～③のいずれかに該当する場合を指す。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第10条） 《条》第143条で準用する第54条の3
	(2) 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	()	
4 サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自らサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所）への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第11条） 《条》第143条で準用する第54条の4
5 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第12条） 《条》第143条で準用する第54条の5
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。	()	
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第13条） 《条》第143条で準用する第51条の6
	(2) 要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	()	
	(3) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第13条） 《条》第143条で準用する第51条の2

項目	評価事項	評価	摘要								
7 心身の状況等の把握	(1) 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 利用者の心身の状況</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 利用者の置かれている環境</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 他の保健医療サービスの利用状況</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ 福祉サービスの利用状況 等</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>※ 直近3月の会議出席日・出席者職氏名を記入のこと <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"></div></p>	① 利用者の心身の状況	<input type="checkbox"/>	② 利用者の置かれている環境	<input type="checkbox"/>	③ 他の保健医療サービスの利用状況	<input type="checkbox"/>	④ 福祉サービスの利用状況 等	<input type="checkbox"/>	()	【条】第181条で準用する第168条（準用第14条） 《条》第143条で準用する第51条の7
① 利用者の心身の状況	<input type="checkbox"/>										
② 利用者の置かれている環境	<input type="checkbox"/>										
③ 他の保健医療サービスの利用状況	<input type="checkbox"/>										
④ 福祉サービスの利用状況 等	<input type="checkbox"/>										
8 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助	(1) 利用申込者が法定代理受領サービスとして指定短期入所生活介護を受けることとなっていない場合は、指定短期入所生活介護の提供開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助</td><td style="padding: 2px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	① 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明	<input type="checkbox"/>	② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること	<input type="checkbox"/>	③ その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	<input type="checkbox"/>	()	【条】第181条で準用する第168条（準用第16条） 《条》第143条で準用する第51条の9 〔通〕第3-八-3(7)		
① 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明	<input type="checkbox"/>										
② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること	<input type="checkbox"/>										
③ その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	<input type="checkbox"/>										
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	()	【条】第181条で準用する第168条（準用第17条） 《条》第143条で準用する第51条の10								
10 サービス提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護を提供した際には、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について支払を受ける居宅介護サービス費の額（法定代理受領した額）その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面（サービス利用表等）に記載しているか。	()	【条】第181条で準用する第168条（準用第20条） 《条》第143条で準用する第51条の13 〔通〕第3-八-3(10) ①								
	(2) 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等（※）を記録しているか。 ※ 提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項	()	【条】第181条で準用する第168条（準用第20条） 《条》第143条で準用する第51条の13第2項 〔通〕第3-八-3(10) ②								
	(3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	()									

項目	評価事項	評価	摘要
11 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額（1割、2割又は3割負担額）の支払を受けているか。	()	〔条〕第173条 〔条〕第134条 〔通〕第3-一一-3(11) ①
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（いわゆる償還払いの場合）と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法定代理受領の場合）との間に、不合理な差額が生じていないか。	()	〔条〕第173条 〔条〕第134条 〔通〕第3-一一-3(11) ②
	(3) 上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次の①～⑦に示す費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 厚生労働大臣の定める基準（平成12年3月30日厚生省告示第123号）に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （①～④までの費用は、厚生労働大臣の定める基準（平成12年3月30日厚生省告示第123号）の定めるところによる。） ⑤ 送迎に要する費用 （指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に基づき、送迎加算を算定している場合を除く。ただし、通常の実施地域外の送迎にかかる費用については徴収可能。） ⑥ 理美容代	()	〔条〕第173条 〔条〕第134条 〔通〕第3-八-3(3) ②

項目	評価事項	評価	摘要												
11 利用料等の受領（続き）	<p>⑦ その他日常生活費（次のa又はbに限る。曖昧な名目は不可）</p> <p>a 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。</p> <p>b 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>※ すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等）について徴収することは認められない。</p>		<p>〔条〕第173条 〔条〕第134条 ○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H12.3.30老企第54号） ○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（H17.9.7厚生労働省告示第419号）</p>												
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、	()	<p>〔条〕第173条 〔条〕第134条 〔通〕第3-八-3(3) ③</p>												
	① あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行っているか。	()													
	② 利用者の同意を文書により得ているか。	()													
	(5) 指定短期入所生活介護、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。	()	<p>〔法〕第41条 〔規〕第65条 〔条〕第21条</p>												
	(6) 領収証には、次の額を区分して記載しているか。	()													
	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>保険給付対象額（上記(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>②</td><td>食事の提供に要した費用</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>③</td><td>滞在に要した費用</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>④</td><td>その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	①	保険給付対象額（上記(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）	<input checked="" type="checkbox"/>	②	食事の提供に要した費用	<input type="checkbox"/>	③	滞在に要した費用	<input type="checkbox"/>	④	その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）	<input type="checkbox"/>		
①	保険給付対象額（上記(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）	<input checked="" type="checkbox"/>													
②	食事の提供に要した費用	<input type="checkbox"/>													
③	滞在に要した費用	<input type="checkbox"/>													
④	その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）	<input type="checkbox"/>													
	(7) 領収証に、医療費控除の対象額（控除対象となる利用者の自己負担分）についても記載しているか。	()	<p>○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成28年10月3日厚労省老健局振興課事務連絡）</p>												
	<p>※ 医療費控除の対象となる利用者</p> <p>当該短期入所生活介護サービスを、居宅サービス計画の「（介護予防）訪問看護」「（介護予防）訪問リハビリテーション」「（介護予防）居宅療養管理指導」「（介護予防）通所リハビリテーション」「（介護予防）短期入所療養介護」又は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合）」「看護小規模多機能型居宅介護」のいずれかと併せて利用する利用者。</p> <p>なお、介護福祉士等による喀痰吸引については、サービス類型に関わらず医療控除対象となり、利用者の自己負担分の10分の1の額を対象費用の額とする。</p>														

項目	評価事項	評価	摘要
12 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合（いわゆる償還払いの場合）は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第22条 《条》第143条で準用する第52条の2
13 指定短期入所生活介護の取扱方針 ※介護予防について別シート「運営基準(予防)」の13-1及び13-2により点検してください	(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことを目的として行っているか。 (2) 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。 (3) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮しているか。 (4) 利用者のプライバシーの確保に配慮しているか。 (5) 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。 (6) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (7) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (8) 前項(7)の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (9) 事業者は自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	() () () () () () () () ()	〔条〕第174条

※ 質の評価方法を具体的に記入のこと

項目	評価事項	評価	摘要
14 短期入所生活介護計画の作成 ※介護予防については別シート「運営基準(予防)」の14-1により点検してください	(1) 管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連續）にわたり継続して入所することが予定される利用者については短期入所生活介護計画を作成しているか。 (2) 短期入所生活介護計画には次の内容が記載されているか。 ① サービスの目標 ② ①の目標を達成するための具体的なサービス内容	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ①
	(3) 短期入所生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ③
	(4) 短期入所生活介護計画は、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、作成しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ①
	(5) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ②
	(6) 短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	()	
	(7) 短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所介護計画の作成に当たっては、その内容等について利用者又はその家族に対して説明しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ③
	(8) (7)について利用者の同意を得ているか。	()	
	(9) 短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第156条 〔通〕第3-八-3(5) ③
	(10) 居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者から指定入所生活介護計画の提供の求めがあった場合は、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。	()	〔通〕第3-八-3(5) ⑤

項目	評価事項	評価	摘要
15 介護	(1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。	()	〔条〕第175条 《条》第162条
	(2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	()	
	(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えて差し支えない。	()	
	(4) 入浴は、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じたものとなっているか。	()	〔通〕第3-八-4(6) ③
	(5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	()	〔条〕第175条 《条》第162条
	(6) (1)から(5)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	()	
	(7) 夜間を含め、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	()	
	(8) 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	()	
16 食事	(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。	()	〔条〕第176条 《条》第163条
	(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	()	
	(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立て食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	()	〔条〕第176条 〔通〕第3-八-4(7) ①
	(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。また、その際、共同生活室で食事を摂るよう強制していないか。	()	〔条〕第176条 〔通〕第3-八-4(7) ②
	(5) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ②
	(6) 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ③
	(7) 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とれているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑤
	(8) 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑥
	(9) 食事内容について、医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑦

項目	評価事項	評価	摘要									
17 機能訓練	(1) 利用者的心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	()	〔条〕第181条で準用する第159条 《条》第148条									
18 健康管理	(1) 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	()	〔条〕第181条で準用する第160条 《条》第149条									
19 相談及び援助	(1) 常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	()	〔条〕第181条で準用する第161条 《条》第150条									
20 その他のサービスの提供	(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 (2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	()	〔条〕第177条 《条》第151条									
21 利用者に関する市町村への通知	(1) 指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次の①②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条〕第168条で準用する第22条 《条》第143条で準用する第52条の3									
22 緊急時等の対応	(1) 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るために、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。なお、協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい。	()	〔条〕第181条で準用する第163条 《条》第160条で準用する第138条 〔通〕第3-八-3(12)									
23 管理者の責務	(1) 管理者は、次の事項について一元的に管理しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">①</td> <td>当該事業所の従業者の管理</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>業務の実施状況の把握、その他の管理</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> (2) 管理者は従業者に、運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	①	当該事業所の従業者の管理	<input type="checkbox"/>	②	指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整	<input type="checkbox"/>	③	業務の実施状況の把握、その他の管理	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第168条で準用する第56条 《条》第143条で準用する第54条
①	当該事業所の従業者の管理	<input type="checkbox"/>										
②	指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整	<input type="checkbox"/>										
③	業務の実施状況の把握、その他の管理	<input type="checkbox"/>										

項目	評価事項	評価	摘要																																	
24 運営規程	(1) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる重要な事項を内容とする運営規程を定めているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">①</td> <td>事業の目的及び運営の方針</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>従業者の職種、員数及び職務の内容</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>利用定員（ユニット型特養の空床利用である場合を除く）</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ユニットの数及びユニットごとの利用定員（ユニット特養の空床利用である場合を除く。）</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>通常の送迎の実施地域</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>サービス利用に当たっての留意事項</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>緊急時等における対応方法</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>非常災害対策</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日までは努力義務</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>その他運営に関する重要な事項</td> <td style="background-color: #ffffcc;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	①	事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	②	従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	③	利用定員（ユニット型特養の空床利用である場合を除く）	<input type="checkbox"/>	④	ユニットの数及びユニットごとの利用定員（ユニット特養の空床利用である場合を除く。）	<input type="checkbox"/>	⑤	指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	⑥	通常の送迎の実施地域	<input type="checkbox"/>	⑦	サービス利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>	⑧	緊急時等における対応方法	<input type="checkbox"/>	⑨	非常災害対策	<input type="checkbox"/>	⑩	虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日までは努力義務	<input type="checkbox"/>	⑪	その他運営に関する重要な事項	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第178条 〔条〕第157条 〔通〕第3-八-4(9)
①	事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>																																		
②	従業者の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>																																		
③	利用定員（ユニット型特養の空床利用である場合を除く）	<input type="checkbox"/>																																		
④	ユニットの数及びユニットごとの利用定員（ユニット特養の空床利用である場合を除く。）	<input type="checkbox"/>																																		
⑤	指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>																																		
⑥	通常の送迎の実施地域	<input type="checkbox"/>																																		
⑦	サービス利用に当たっての留意事項	<input type="checkbox"/>																																		
⑧	緊急時等における対応方法	<input type="checkbox"/>																																		
⑨	非常災害対策	<input type="checkbox"/>																																		
⑩	虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 令和6年3月31日までは努力義務	<input type="checkbox"/>																																		
⑪	その他運営に関する重要な事項	<input type="checkbox"/>																																		

項目	評価事項	評価	摘要						
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 具体的には <table border="1" data-bbox="414 316 1097 624"> <tr> <td>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>	② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	<input type="checkbox"/>	③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第179条 〔条〕第158条
① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	<input type="checkbox"/>								
② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	<input type="checkbox"/>								
③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。	<input type="checkbox"/>								
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 なお、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 ※令和6年3月31日までは努力義務	()							
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第179条 〔条〕第158条 〔通〕第3-1-3(21) ④						
	① 事業主が講ずべき措置の具体的内容 <table border="1" data-bbox="414 1281 1097 1618"> <tr> <td>a</td> <td>事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	a	事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	<input type="checkbox"/>	b	相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	<input type="checkbox"/>		
a	事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	<input type="checkbox"/>							
b	相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	<input type="checkbox"/>							
② 事業主が講じることが望ましい取組 <table border="1" data-bbox="414 1820 1097 1993"> <tr> <td>a</td> <td>顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	a	顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。	<input type="checkbox"/>						
a	顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。	<input type="checkbox"/>							

項目	評価事項	評価	摘要																						
26 業務継続計画の策定等 (令和6年3月31日までは努力義務)	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第32条の2） 《条》第143条で準用する第55条の2の2 〔通〕第3-六-3(6)																						
	(2) 業務継続計画には「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、以下の項目について記載しているか。 なお、感染症に係る業務継続計画と、災害に係る業務継続計画は、一体的に策定しても構わない。	()																							
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">① 感染症に係る業務継続計画</td> </tr> <tr> <td>a</td><td>平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>b</td><td>初動対応</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>c</td><td>感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td colspan="2">② 災害に係る業務継続計画</td></tr> <tr> <td>a</td><td>平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>b</td><td>緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>c</td><td>他施設及び地域との連携</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	① 感染症に係る業務継続計画		a	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	<input type="checkbox"/>	b	初動対応	<input type="checkbox"/>	c	感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	<input type="checkbox"/>	② 災害に係る業務継続計画		a	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）	<input type="checkbox"/>	b	緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）	<input type="checkbox"/>	c	他施設及び地域との連携	<input type="checkbox"/>		
① 感染症に係る業務継続計画																									
a	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	<input type="checkbox"/>																							
b	初動対応	<input type="checkbox"/>																							
c	感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	<input type="checkbox"/>																							
② 災害に係る業務継続計画																									
a	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）	<input type="checkbox"/>																							
b	緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）	<input type="checkbox"/>																							
c	他施設及び地域との連携	<input type="checkbox"/>																							
	(3) 従業者に対して、業務継続計画について周知しているか。	()																							
	(4) 従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか。なお、感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第32条の2） 《条》第143条で準用する第55条の2の2 〔通〕第3-1-3(22) ①③																						
	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>研修内容は、業務継続計画の具体的な内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>②</td><td>定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>③</td><td>研修の実施内容を記録する。</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	①	研修内容は、業務継続計画の具体的な内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行	<input type="checkbox"/>	②	定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。	<input type="checkbox"/>	③	研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>															
①	研修内容は、業務継続計画の具体的な内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行	<input type="checkbox"/>																							
②	定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施のこと。	<input type="checkbox"/>																							
③	研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>																							

項目	評価事項	評価	摘要						
26 業務継続計画の策定等（続き）	(5) 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 定期的（年1回以上）に開催。</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table> (6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	① 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認	<input type="checkbox"/>	② 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習	<input type="checkbox"/>	③ 定期的（年1回以上）に開催。	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第32条の2） 《条》第143条で準用する第55条の2の2 〔通〕第3-1-3(22) ①④
① 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認	<input type="checkbox"/>								
② 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習	<input type="checkbox"/>								
③ 定期的（年1回以上）に開催。	<input type="checkbox"/>								
27 定員の遵守	(1) どの時間帯においても、次の①または②に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① 特養の空床利用であるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特養の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>② ①に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	()	〔条〕第180条 《条》第159条						
28 非常災害対策	(1) 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">① 非常災害に関する具体的な計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">② 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">③ 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	① 非常災害に関する具体的な計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう	<input type="checkbox"/>	② 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知	<input type="checkbox"/>	③ 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第110条） 《条》第143条で準用する第121条の4 〔通〕第3-六-3(7) ①
① 非常災害に関する具体的な計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう	<input type="checkbox"/>								
② 関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知	<input type="checkbox"/>								
③ 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）	<input type="checkbox"/>								

項目	評価事項	評価	摘要
28 非常災害対策 (続き)	(2) 前項1に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 (3) 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。 (4) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が10人以上の事業所の場合、次のことを実施しているか。 ① 防火管理者を置くこと ② 防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第110条） 《条》第143条で準用する第121条の4 〔通〕第3-六-3(7) ② ○消防法第8条 ○消防法施行令別表第1(6)項 〔通〕第3-六-3(7) ①
	(5) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が9人以下の事業所の場合次のことを実施しているか。 ① 防火管理について責任者を定めていること ② 選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること	()	
29 衛生管理等	(1) 使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。 (3) インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	() () () ()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第111条） 《条》第160条で準用する第140条の2 〔通〕第3-六-3(8) ①イ 〔通〕第3-六-3(8) ①ロ 〔通〕第3-六-3(8) ①ハ

項目	評価事項	評価	摘要
29 衛生管理等 (続き)	(5) 当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第111条） 〔条〕第160条で準用する第140条の2
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催	()	〔通〕第3-六(8)②イ
	a おおむね6月に1回以上開催する。 <input type="checkbox"/>		
	b 委員会の結果について、従業者に周知する。 <input type="checkbox"/>		
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備	()	〔通〕第3-六-3(8) ②ロ
	a 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定 <input type="checkbox"/>		
	b 平常時の対策 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等） ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） <input type="checkbox"/>		
	c 発生時の対応 ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 行政等への報告 <input type="checkbox"/>		
	d 発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記 <input type="checkbox"/>		
	③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施	()	〔通〕第3-六-3(8) ②ハ
	a 定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。 <input type="checkbox"/>		
	b 研修の実施内容を記録する。 <input type="checkbox"/>		
	④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施	()	
	a 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。 <input type="checkbox"/>		
	b 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。 <input type="checkbox"/>		
	c 感染症対策をした上でケアの演習。 <input type="checkbox"/>		

項目	評価事項	評価	摘要																		
30 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、次の①～⑥を掲示しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">①</td><td style="padding: 2px;">運営規程の概要</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">②</td><td style="padding: 2px;">短期入所生活介護従業者の勤務体制</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">③</td><td style="padding: 2px;">事故発生時の対応</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">④</td><td style="padding: 2px;">苦情処理の体制</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">⑤</td><td style="padding: 2px;">第三者評価の実施状況</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">⑥</td><td style="padding: 2px;">その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要な事項</td><td style="width: 20px; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table> (2) (1)の掲示に代える場合は、(1)の①～⑥を記載した書面を 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させているか。	①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>	②	短期入所生活介護従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>	③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>	④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	⑤	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/>	⑥	その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要な事項	<input type="checkbox"/>	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第34条） 〔条〕第143条で準用する第55条の4 〔通〕第3-—3(24) ①
①	運営規程の概要	<input type="checkbox"/>																			
②	短期入所生活介護従業者の勤務体制	<input type="checkbox"/>																			
③	事故発生時の対応	<input type="checkbox"/>																			
④	苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>																			
⑤	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/>																			
⑥	その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要な事項	<input type="checkbox"/>																			
31 秘密保持等	(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) サービス担当者会議等において「利用者」の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。 (4) サービス担当者会議等において「利用者の家族」の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第35条） 〔条〕第143条で準用する第55条の5																		
32 広告	(1) 指定短期入所生活介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第36条） 〔条〕第143条で準用する第55条の6																		
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第37条） 〔条〕第143条で準用する第55条の7 〔通〕第3-—3(27)																		

項目	評価事項	評価	摘要
34 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第38条） 《条》第143条で準用する第55条の8 〔通〕第3-1-3(28) ①
	① 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 ② 上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 ③ 苦情処理の概要について指定短期入所生活介護事業所内に掲示しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	(2) 前項(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第38条） 《条》第143条で準用する第55条の8 〔通〕第3-1-3(28) ②
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()	〔通〕第3-1-3(28) ②
	(4) 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第38条） 《条》第143条で準用する第55条の8
	(5) 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第38条） 《条》第143条で準用する第55条の8 〔通〕第3-1-3(28)
	(6) 市町村から求めがあった場合には、前項(5)の改善の内容を市町村に報告しているか。	()	〔通〕第3-1-3(28) ③
	(7) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第38条） 《条》第143条で準用する第55条の8
	(8) 国民健康保険団体連合会から前項(7)の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行っているか。	()	
	(9) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項(8)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	()	

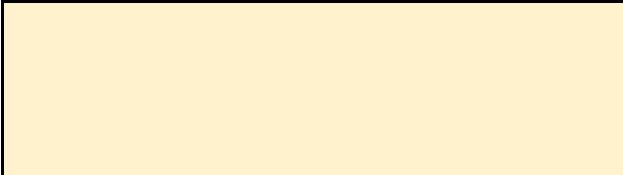
項目	評価事項	評価	摘要
35 地域との連携等	(1) 提供した指定短期入所生活介護事業所に関する利用者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業（※注）に協力するよう努めているか。 ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業も含まれる。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第39条） 〔条〕第143条で準用する第55条の9 〔通〕第3-1-3(29) ①
	(2) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	()	〔条〕第181条で準用する第166条 〔条〕第160条で準用する第141条 〔通〕第3-八-3(17)
36 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定短期入所生活介護事業所の提供により事故が発生した場合は、前橋市、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第40条） 〔条〕第143条で準用する第55条の10
	(2) 骨折以上の事故は前橋市にも報告しているか。	()	○社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（令和4年12月5日施行）
	(3) 骨折のほか、甚大と考えられる打撲、出血についても家族や前橋市へ報告しているか。	()	
	(4) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	()	〔条〕第181条で準用する第168条（準用第40条） 〔条〕第143条で準用する第55条の10
	(5) 指定短期入所生活介護事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	()	
	(6) 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	()	〔通〕第3-一一-3(30) ②
	(7) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	()	〔通〕第3-一一-3(30) ③

項目	評価事項	評価	摘要																																								
37 虐待の防止 (令和6年3月 31日まで努力 義務)	<p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>② 定期的に開催しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③ 次のような事項を検討しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>a 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>b 虐待の防止のための指針の整備に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④ 開催結果を指定短期入所生活介護従業者に対して周知徹底しているか。</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいるか。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	① 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	<input type="checkbox"/>	② 定期的に開催しているか。	<input type="checkbox"/>	③ 次のような事項を検討しているか。	<input type="checkbox"/>	a 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	<input type="checkbox"/>	b 虐待の防止のための指針の整備に関すること	<input type="checkbox"/>	c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	<input type="checkbox"/>	d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	<input type="checkbox"/>	e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	<input type="checkbox"/>	f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	<input type="checkbox"/>	g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	<input type="checkbox"/>	④ 開催結果を指定短期入所生活介護従業者に対して周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>	① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>	② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	<input type="checkbox"/>	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	<input type="checkbox"/>	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項	<input type="checkbox"/>	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	<input type="checkbox"/>	⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	<input type="checkbox"/>	⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	<input type="checkbox"/>	()	<p>〔条〕第181条で準用する第168条（準用第40条の2） 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3-1-3(31) ①</p> <p>〔条〕第181条で準用する第168条（準用第40条の2） 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3-1-3(31) ②</p>
① 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	<input type="checkbox"/>																																										
② 定期的に開催しているか。	<input type="checkbox"/>																																										
③ 次のような事項を検討しているか。	<input type="checkbox"/>																																										
a 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
b 虐待の防止のための指針の整備に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
c 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
d 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
e 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
f 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
g fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	<input type="checkbox"/>																																										
④ 開催結果を指定短期入所生活介護従業者に対して周知徹底しているか。	<input type="checkbox"/>																																										
① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	<input type="checkbox"/>																																										
② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	<input type="checkbox"/>																																										
③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	<input type="checkbox"/>																																										
④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	<input type="checkbox"/>																																										
⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	<input type="checkbox"/>																																										
⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項	<input type="checkbox"/>																																										
⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	<input type="checkbox"/>																																										
⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	<input type="checkbox"/>																																										
⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	<input type="checkbox"/>																																										

項目	評価事項	評価	摘要												
37 虐待の防止 (続き)	<p>(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 研修の実施内容を記録する。</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>	① 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	<input type="checkbox"/>	② 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	<input type="checkbox"/>	③ 研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>	()	<p>〔条〕第181条で準用する第168条（準用第40条の2） 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3-一一-3(31) ③</p>						
① 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	<input type="checkbox"/>														
② 定期的(年1回以上)に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	<input type="checkbox"/>														
③ 研修の実施内容を記録する。	<input type="checkbox"/>														
38 会計の区分	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、次に示す通知を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ◆ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ◆ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号） 	()	<p>〔条〕第181条で準用する第168条（準用第41条） 《条》第143条で準用する第55条の11 〔通〕第3-一一-3(32)</p>												
39 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対する指定短期入所生活介護事業の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 項目14の短期入所生活介護計画</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 項目13(8)の身体的拘束等に係る記録</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ 項目21の市町村への通知に係る記録</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑤ 項目34の苦情の内容等の記録</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">⑥ 項目36の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td><td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;"><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	① 項目14の短期入所生活介護計画	<input type="checkbox"/>	② 項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	③ 項目13(8)の身体的拘束等に係る記録	<input type="checkbox"/>	④ 項目21の市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	⑤ 項目34の苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	⑥ 項目36の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	()	<p>〔条〕第181条で準用する第168条（準用第42条） 《条》第160条で準用する第142条</p> <p>〔条〕第181条で準用する第167条 《条》第160条で準用する第142条 〔通〕第3-八-3(19)</p>
① 項目14の短期入所生活介護計画	<input type="checkbox"/>														
② 項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>														
③ 項目13(8)の身体的拘束等に係る記録	<input type="checkbox"/>														
④ 項目21の市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>														
⑤ 項目34の苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>														
⑥ 項目36の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>														

項目	評価事項	評価	摘要
40 電磁的記録等	<p>(1) 電磁的記録について</p> <p>指定短期入所生活介護事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関するものは除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるが、下記により行っているか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>	()	[条] 第277条 [通] 第5-1(1)
	<p>(2) 電磁的方法について□</p> <p>指定短期入所生活介護事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は「1内容及び手続の説明及び同意」の「評価事項4」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。(※1)</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。(※1)</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、①～③の方法に準じた方法によること。</p> <p>ただし、基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>※1 「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p>	()	[条] 第277条 [通] 第5-2(1) [通] 第5-2(2) [通] 第5-2(3) [通] 第5-2(4)
	(3) 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	()	[通] 第5-2(5)

第4 運営基準（予防）

項目	評価事項	評価	摘要
13-1 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項	(1) 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことを目的として行っているか。 (2) 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。 (3) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮しているか。 (4) 利用者のプライバシーの確保に配慮しているか。	()	《条》第161条
13-2 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。	()	《条》第165条で準用する第144条
	※ 質の評価方法を具体的に記入のこと 		
	※ 主治の医師又は歯科医師との連携方法を具体的に記入のこと 		
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	()	
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	()	
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	()	

項目	評価事項	評価	摘要
14-1 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 (2) 相当期間以上（おおむね4日以上連続して利用する場合）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前項(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。 (3) 介護予防短期入所生活介護計画には次の内容が記載されているか。 ① サービスの目標 ② ①の目標を達成するための具体的なサービス内容 ③ サービスの提供を行う期間	()	《条》第165条で準用する第145条 《条》第165条で準用する第145条 〔通〕第4-三-6(2) ①
	(4) 4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行っているか。	()	〔通〕第4-三-6(2) ①
	(5) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	()	《条》第165条で準用する第145条
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()	
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	()	
	(8) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	()	
	(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	()	

第5 変更の届出等

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項目	評価事項	評価	摘要
1 変更、再開の届出	(1) 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認をするため、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。 ① 事業所の所在地（出張所を含む） ② 事業所の建物の構造、専用区画等（平面図） ③ 定員 (2) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。 ① 事業所の名称、電話、FAX ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 登記事項証明書又は条例等（当該指定短期入所生活介護事業に関するものに限る。） ⑤ 事業実施形態（特養の空床利用型、併設型の別） ⑥ 利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日、及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	()	[法]第75条、第115条の5 [規]第131条、第140条の22 ・前橋市ホームページ「介護保険事業者の変更届」
2 廃止、休止の届出	1 当該指定短期入所生活介護事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 ① 廃止又は休止しようとする年月日 ② 廃止又は休止しようとする理由 ③ 現に指定短期入所生活介護サービスを受けている者に対する措置 ④ 休止の場合は、休止の予定期間	()	[法]第75条、第115条の5 [規]第131条、第140条の22
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとしているか。 (2) 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ているか。 (加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。)	() ()	〔留〕第1-1(2) 〔留〕第1-1(5) 〔留〕第1-5 〔留〕第1-5

介護給付費部分（加算等）については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ

【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内